

# 教師隠退退職慰労金制度規則

## 1. 基金

(イ)九州教区経常会計より毎年一定額を支出してこれを積立てる。

(ロ)上記金額は、毎年教区総会において決定する。

## 2. 贈与の対象

(イ)継続して10年以上九州教区において担任教師あるいは教区勤務の教務教師を勤め、65才以上の年齢で本教区において隠退退職をした教師。

(ロ)病気、死亡、その他の理由で上記条件が満たされない場合でも、教区常置委員会が妥当と認めた場合は贈与の対象とする。

## 3. 贈与金額

(イ)贈与金額は、隠退退職教師の九州教区在任年数の比率に従うものとする。

比率は次のように点数であらわす。

10～14年在任	10点
15～19年在任	16点
20～24年在任	23点
25～29年在任	31点
30～39年在任	40点
40年以上 在任	50点

(ロ)1点を6,000円として計算する。

(ハ)贈与金額の変更は常置委員会において決定する。

(ニ)夫妻共に担任教師、教区勤務の教務教師であった場合、両者が同じに在任していた年数分の金額は、一人を上記金額の100%、もう一人を30%として計算する。

## 4. 付 記

①この制度は、各教会、伝道所が、隠退退職教師に贈与する退職金とは別個のものであり、教会(伝道所)の負担の減免を目的とするものではない。この改正規則は、1980年度退職者からこれを適用する。

②この規則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

(1975年5月21日 教区総会にて承認)

(1981年5月5日 教区総会にて改定)

(1999年5月4日 教区総会にて改定)